

平成23年6月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成23年6月高浜市議会定例会は、平成23年6月10日  
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
(諸報告)  
日程第3 農業委員会委員の推薦について  
日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について  
日程第5 同意第5号 監査委員の選任について  
日程第6 議案第44号 高浜市税条例の一部改正について  
議案第45号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について  
議案第46号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
日程第7 議案第47号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第2回）  
日程第8 報告第3号 権利放棄の報告について  
報告第4号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）  
報告第5号 事故繰越し繰越計算書（一般会計）  
報告第6号 平成22年度高浜市土地開発公社の経営状況について  
報告第7号 平成22年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について  
報告第8号 専決処分等の報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- |     |      |     |        |
|-----|------|-----|--------|
| 1番  | 磯田義弘 | 2番  | 黒川美克   |
| 3番  | 柳沢英希 | 4番  | 浅岡保夫   |
| 5番  | 柴田耕一 | 6番  | 幸前信雄   |
| 7番  | 杉浦辰夫 | 8番  | 杉浦敏和   |
| 9番  | 北川広人 | 10番 | 鈴木勝彦   |
| 11番 | 鷲見宗重 | 12番 | 内藤とし子  |
| 13番 | 磯貝正隆 | 14番 | 内藤皓嗣   |
| 15番 | 小嶋克文 | 16番 | 小野田由紀子 |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	杉 浦 幸 七
教 育 長	岸 上 善 徳
経営戦略グループリーダー	深 谷 直 弘
危機管理グループリーダー	亀 井 勝 彦
地 域 協 働 部 長	加 藤 元 久
地域政策グループリーダー	岡 島 正 明
財務評価グループリーダー	竹 内 正 夫
市民総合窓口センター長	新 美 龍 二
市民窓口グループリーダー	木 村 忠 好
市民生活グループリーダー	芝 田 啓 二
税務グループリーダー	森 野 隆
収納グループリーダー	内 藤 克 己
福 祉 部 長	神 谷 美百合
地域福祉グループリーダー	杉 浦 崇 臣
介護保険グループリーダー	篠 田 彰
保健福祉グループリーダー	加 藤 一 志
こども未来部長	神 谷 坂 敏
こども育成グループリーダー	大 岡 英 城
文化スポーツグループリーダー	山 本 時 雄
都 市 政 策 部 長	小笠原 修
都市整備グループリーダー	平 山 昌 秋
上下水道グループリーダー	竹 内 定
地域産業グループリーダー	神 谷 晴 之
行 政 管 理 部 長	大 竹 利 彰
人 事 グ ル ー プ 主 幹	山 下 浩 二
行政契約グループリーダー	内 田 徹
情報管理グループリーダー	時 津 祐 介
会 計 管 理 者	橋 本 貞 二
学校経営グループリーダー	中 村 孝 徳

監査委員事務局長 鶴 殿 巖

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長 松 井 敏 行

主 査 杉 浦 俊 彦

#### 議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

6月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案されました諸案件につきまして、議員各位におかれましては、市民の要望にこたえるべく厳正かつ公正なる御審議を賜るようお願い申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

---

#### 午前10時00分開会

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成23年6月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで市長より招集あいさつがあります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さんおはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成23年6月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しいところを全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを、高い席ではございますが、厚く御礼を申し上げます。

本日、提案をさせていただきます案件は、諮問1件、同意1件、議案4件及び報告6件の計12件でございます。

詳細につきましては、私及び副市長、担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御意見、御同意、御可決、あるいはお聞き取りを賜りますようお願い申し上げまして、招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

---

#### 午前10時02分開議

○議長（鈴木勝彦） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長から指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、3番、柳沢英希議員、4番、浅岡保夫議員を指名いたします。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、磯貝正隆議員。

〔議会運営委員長 磯貝正隆 登壇〕

○議会運営委員長（磯貝正隆） 皆さんおはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました平成23年6月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る5月11日に（仮）議会運営委員会を行い、6月3日に議会運営委員会、そしてまた委員全員出席のもとに開催をいたしました。

当局より提示されました案件につきまして、検討いたしました結果、会期は本日より6月28日までの19日間と決定をいたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきまして、本日は、諮問第1号及び同意第5号を即決で行い、議案第44号から議案第47号の上程、説明、並びに報告第3号から報告第8号までについて報告を受けます。

6月13日及び14日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

6月16日に、議案第44号から議案第47号について総括質疑を行います。

総務建設委員会については、議案第44号から議案第47号並びに陳情第4号及び陳情第6号を付

託し、福祉文教委員会については、議案第47号並びに請願第2号及び陳情第5号、陳情第7号を付託し、審査を願うとともに、各常任委員会において、閉会中の継続調査申出事件について審査を願うことに決定をいたしました。

なお、各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりでありますので、御承知をいただきますようお願いをいたします。

最終日の6月28日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の順に行います。

また、農業委員会委員の推薦につきましては、本日、議長より農業委員会委員を指名することに決定をいたしました。

この6月定例会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。

〔議会運営委員長 磯貝正隆 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月28日までの19日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの19日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について報告いたします。

本日までに請願書1件、陳情書4件が提出され、これを受理いたしました。

請願・陳情につきましては、会議規則第104条及び第108条の規定により、既に配付されております請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

なお、ここで請願第2号 介護保険制度の改善を求める請願の趣旨説明を求めます。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 皆さんおはようございます。

ただいまより請願第2号 介護保険制度の改善を求める請願の趣旨説明を行います。

この請願の代表者は、高浜市湯山町4-7-2にお住まいの宮原良道様です。署名総数は請願代表者を除き1,094名であります。

紹介議員は、日本共産党の内藤とし子と私、鷺見宗重です。

それでは、請願の趣旨を朗読をもって説明いたします。

請願趣旨。

高浜市の介護保険料は、愛知県下のすべての市町村のなかで、最も高い保険料となっています。2000年4月よりスタートした介護保険制度は、当初、高齢者を「家族による介護」から「介護の社会化」などの理念が掲げられました。しかし現実には、「年金だけの収入で、医療費や家賃など差し引くと、ひと月の生活費はわずかしかなかった」「負担が重い」「介護施設に入りたくてもいっぱい入れない」などと、これまでになく多くの厳しい声が上がっているのが実態となっています。

これによって、安心して老後を過ごせる介護保険となるために、以下の事項を求めます。

請願事項。

- 1、介護保険料・利用料を引き下げてください。
- 2、低所得者に、市独自の介護保険料・利用料の減免を行ってください。
- 3、特別養護老人ホームなど、不足している施設整備を充実してください。

以上です。全議員の賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、4月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時ごらんをお願いいたします。

報告事項は、以上であります。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小野田由紀子議員の退席を求めます。

〔16番 小野田由紀子 除斥〕

○議長（鈴木勝彦） お諮りいたします。

議会推薦による農業委員会委員が、平成23年7月19日で任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により農業委員会の委員の推薦については、議長より指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、議長より指名することに決定いたしました。

農業委員会委員の推薦については、都築和子氏、神谷よし子氏、小野田由紀子議員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

小野田由紀子議員の入場を求めます。

[16番 小野田由紀子 除斥解除]

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

杉浦副市長。

○副市長（杉浦幸七） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について御説明を申し上げます。

本案は、現委員の阿知波住依氏が、平成23年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に諮問させていただくものでございます。

同氏は、皆様も御案内のとおり、広く社会の実情に精通され、誠実・温情な人柄で、地域の皆様方の人望も厚く、人権擁護につきましても深く御理解をいただいているお方で、平成20年10月より人権擁護委員としてその職務を立派に遂行されておられます。

何とぞ同氏を推薦することに御同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨、答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、諮問第1号は、原案に異議のない旨、答申することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第5 同意第5号 監査委員の選任についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第5号 監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

現在、私どもの監査委員として御尽力をいただいております加藤仁康氏が、平成23年6月20日で任期満了となりますので、再度、同氏を選出いたしたく、本案を提出した次第でございます。

加藤氏の略歴につきましては、参考資料にもございますように、税理士として財務管理・経営管理に関して専門的な知識を有され、人格も高潔であります。

平成15年6月に監査委員に就任されて以来、職務の遂行に当たっては、卓越した識見のもと、公平不偏で効率的な監査が行われ、適切な御指導をいただいております。

同氏こそ、監査委員として高浜市民の負託にこたえていただける適任者だと確信をいたしておりますので、何とぞ議員各位の御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

同意第5号 監査委員の選任について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、同意第5号は原案に同意することに決定いたしました。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第6 議案第44号から議案第46号までを、会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） それでは、議案第44号 高浜市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。



A3 横長の議案参考資料をあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、国において、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるものについて、緊急の対応措置を講ずる「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が4月27日に成立・公布され、合わせて地方税法の一部が改正されたことに伴い、高浜市税条例の一部を改正するものでございます。

具体的な内容といたしましては、市税条例附則第22条を附則第24条とし、附則第21条の次に、第22条、第23条の2条を新たに加えるものであります。

まず、第22条第1項では、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例として、東日本大震災により住宅や家財等に係る損失の雑損控除については、平成22年において生じた損失とし、平成23年度分の市民税より適用を可能とするものであります。

また、この場合において、平成24年度以降の適用については、平成23年において生じなかったものとみなすものであります。

第2項では、納税義務者の選択により、特例損失金額を平成22年において生じた損失とした場合、控除し切れない控除額があり、翌年度以降に繰り越しを行う場合は、前項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とするものであります。

第3項は、特例の適用を受けた者と生計を一にする配偶者その他の親族が受けた損失についても同様に、当該親族の平成24年度以後の適用については、平成23年において生じなかったものとするとともに、第4項において、「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とするものであります。

第5項では、納税義務者の選択により、特例損失金額について、平成22年に生じたこととされた場合は、特例損失金額の適用を受けようとする旨が記載された「市・県民税申告書」、「確定申告書」により適用することとしております。

次に、第23条でございますが、東日本大震災に係る住宅借入金等の特別税額控除の適用期限の特例について定めるものであります。

いわゆる所得税の「住宅ローン控除」の適用住宅が、大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、引き続き「住宅借入金等特別税額控除」を適用することができるよう引用する条文の読み替えを定めるものであります。

お配りしてあります参考資料の裏面をごらんいただきたいと思います。

市税条例附則第7条の3及び第7条の3の2で規定しております「個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除」の適用について、附則第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中、「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2、地方税法附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の

規定及び地方税法附則第45条第2項」の規定に読み替えて適用するものであります。

また、附則第7条の3の2第2項第2号中の「租税特別措置法第41条の2の2」につきましても、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項」の規定に読み替えて適用するものであります。

なお、本条例の施行につきましては、附則において公布の日からとし、附則第23条につきましては、平成24年1月1日からといたすものでございます。

以上、議案第44号について御説明申し上げましたが、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 行政管理部長。

○行政管理部長（大竹利彰） それでは、議案第45号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

参考資料の2ページもあわせてごらんください。

本案は、人事院規則の一部改正により、国家公務員の病気休暇の期間について、原則として「連続して90日を超えることができない」とされたことに伴い、高浜市職員の給与に関する条例の一部改正をお願いいたすものであります。

改正の概要であります。職員が正規の勤務時間中に勤務しないときの給与の減額について規定する条例第24条では、第2項において「（結核性疾患による場合にあっては、1年）」を削除いたすものであります。

新たに規定する第3項は、勤務時間中に勤務しないときの給与の減額についての規則委任を定めたものであります。

附則第1項では、条例の施行期日を公布の日とし、第2項では、この条例の施行日前から結核性疾患による病気休暇をとっている職員については、給与減額措置の適用日を休暇開始の日から1年を超える日とする経過措置を規定いたすものであります。

続きまして、議案第46号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、国家公務員の育児休業等に関する法律等が一部改正され、一定の要件を満たす一般職の非常勤職員について、育児休業及び部分休業をすることができることとされたことに伴い、高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正をお願いいたすものであります。

改正の概要であります。育児休業をすることができない職員を規定する条例第2条では、新たに第3号として、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員を加えるというもので、アとして任命権者を同じくする職員、以下「特定職」といいますが、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員、子の1歳到達日以降も引き続き在職することが見込まれる非常勤職員、勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める非常勤職員のいずれにも該当する非常勤

職員、イといたしまして、非常勤職員が子の1歳到達日に育児休業をしている場合及び子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合の非常勤職員、ウといたしまして、任期の末日を育児休業期間の末日としている非常勤職員であって、その任期が更新され、又は特定職に引き続き採用されることに伴い、引き続き育児休業をしようとする非常勤職員の、ただいま申し上げたア、イ、ウのいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員は、育児休業をすることができないといたすものであります。

新たに規定する条例第2条の2は、育児休業をすることができる期間を規定するもので、第1号では、第2号、第3号に掲げる以外の場合の子の1歳到達日とし、第2号では、配偶者が子の1歳到達日以前において育児休業をしている場合において、非常勤職員が育児休業をしようとする場合は、子が1歳2か月に達する日とし、第3号では、非常勤職員が1歳から1歳6か月に達する日までの子を養育するため、その子の1歳到達日の翌日を育児休業の初日とする育児休業をしようとする場合にあつては、アとして、その子の1歳到達日において育児休業をしている場合、イとして、その子の1歳到達日以後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として、市長が規則で定める場合に該当する場合のいずれにも該当するときは、子が1歳6か月に達する日といたしております。

部分休業をすることができない職員を規定する第19条では、第1号として育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を規定し、第2号では、アとして、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員、イとして、勤務日数及び勤務時間を考慮して、市長が規則で定める非常勤職員のア及びイのいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員といたしております。

部分休業の承認について規定する第20条では、第1項に非常勤職員に対する取り扱いを加えるとともに、新たに第3項として、非常勤職員に対する部分休業の承認について、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うことといたしております。

部分休業をしている職員の給与の取り扱いについて規定する第21条では、非常勤職員に対する取り扱いを追加したもので、附則でこの条例の施行期日を公布の日からといたすものであります。何とぞ原案どおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第7 議案第47号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） それでは、議案第47号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第

2回) について御説明申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ8,828万6,000円を追加し、補正後の予算総額を135億1,210万6,000円といたすものであります。

補正予算説明書の18ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、13款2項2目民生費国庫補助金の補正は、24時間対応定期巡回・随時対応サービス事業に対する補助金として、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業補助金を1,439万5,000円計上いたすものであります。

13款2項3目衛生費国庫負担金の補正は、老人・成人保健事業に係る大腸がん検診事業に対する補助金として、がん検診推進事業費補助金を186万6,000円計上いたすものであります。

14款2項1目総務費県補助金の補正は、防災活動事業に係る木造住宅耐震改修費補助金に対する補助金として、木造住宅耐震改修費補助金を562万5,000円計上いたすものであります。

17款1項1目基金繰入金の補正は、今回の補正予算の調整財源として財政調整基金からの繰入金を6,640万円計上いたすものであります。

次に、歳出でございますが、20ページをお願いいたします。

2款1項14目電算管理費の補正は、総合住民情報管理事業において、地震災害発生時においても、市の重要業務を継続して実施できるよう、市役所4階にございます電子計算機室を、三河高浜駅西にございます再開発ビル(A-1棟)の1階へ移転するための事業費として、情報システム機器等移設作業委託料2,546万5,000円、電子計算機室移設改修工事費2,916万8,000円など、合わせて5,532万6,000円を計上いたすものであります。

2款1項18目防災対策費の補正は、防災活動事業において、東日本大震災の被災地への支援物資として供出したしました備蓄食糧の補充に伴う食糧費83万1,000円のほか、木造住宅の耐震改修費補助金の申請件数が増加したことに伴う木造住宅耐震改修費補助金1,275万円など、合わせて1,483万1,000円を計上いたすものであります。

3款1項9目介護保険推進費の補正は、新たに国のモデル事業として在宅での「単身で重度の要介護者等であって、巡回訪問サービスのニーズのある方」に対し、介護と看護の連携のもとで、24時間対応による短時間の「定期巡回訪問サービス」等を提供し、住みなれた地域において、在宅で安心した生活を継続していただくための効果的なサービス提供のあり方について検討を行う「24時間対応定期巡回・随時対応サービス事業」に要する経費として、定期巡回訪問サービス等委託料1,416万1,000円など、合わせて1,439万7,000円を計上いたすものであります。

4款1項2目保健・予防費の補正は、老人・成人保健事業において、大腸がんの早期発見のため、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の働く世代の方を対象とした大腸がん検診の実施に係る事業費として、健康診査委託料252万3,000円など、合わせて373万2,000円を計上いたすものであります。

す。

以上が一般会計補正予算（第2回）の概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第8 報告第3号から報告第8号までを、会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次報告、説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） それでは、報告第3号 権利放棄の報告について御説明を申し上げます。

本件は、金銭の給付を目的とする市の債権に関し、高浜市債権管理条例第12条第1号及び第3号により、別紙のとおり私債権137件、204万1,128円について、平成23年3月31日をもって権利放棄をさせていただきましたので、同条例第13条の規定によりこれを御報告申し上げるものでございます。

具体的な内容といたしましては、老人福祉施設措置費負担金について、平成22年度不納欠損分として1件、3万7,839円、病院診療費について、平成22年度不納欠損分として71件、159万4,470円、水道使用料について、平成22年度不納欠損分として64件、40万5,251円をそれぞれ債権管理条例第12条第1号「当該債権について消滅時効が完成したとき」により、権利放棄をさせていただきました。

また、水道使用料について、平成22年度不納欠損分として1件、3,568円を同条第3号「破産法その他の法令により債務者が債権につきその責任を免れたとき」により、権利放棄をさせていただいたもので、債権管理条例第13条の規定により、議会に御報告を申し上げます。

なお、平成22年度の市税等の強制徴収公債権の不納欠損状況につきましては、別途資料を配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） それでは、報告第4号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）について御説明申し上げます。

本件は、平成22年12月定例会において御議決をいただきました議案第56号 平成22年度高浜市一般会計補正予算（第3回）及び本年3月議会において御議決をいただきました議案第19号 平成22年度高浜市一般会計補正予算（第5回）におきまして、繰越明許費としてそれぞれお認めをいただきました事業につきまして、これを平成23年度に繰り越しをさせていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告をさせていただくものでございます。

内容といたしましては、まず、2款総務費、1項総務管理費の防災活動事業のうち、木造住宅耐震化緊急支援事業について、国の補正予算対応事業であり、耐震改修工事の年度内の完了及び補助金の年度内の支払いが困難であることから、平成23年度へ繰り越しをさせていただいたものでございます。

次に、8款土木費、5項都市計画費の都市計画総務事業のうち、都市計画マスタープラン修正業務委託事業について、上位計画であります本年1月の第6次高浜市総合計画の策定を受けて、総合計画との整合性を考慮すること等の理由により、パブリックコメントの実施や都市計画審議会への諮問などのスケジュールがずれ込んだことに伴い、年度内の完了が困難となったため、平成23年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

次に、10款教育費、2項小学校費の小学校教育振興事業に係る小学校図書購入事業及び3項中学校費の中学校教育振興事業に係る中学校図書購入事業について、いずれも国の補正予算により創設された「地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金」に基づく事業であり、年度内の図書の選定及び購入が困難なことから、平成23年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

次に、10款教育費、5項社会教育費の生涯学習施設管理運営事業のうち、中央公民館改修事業について、ホール照明関係の機械設備の生産が間に合わないため、年度内の完了が困難なことから、平成23年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

また、図書館管理運営事業のうち、図書館設備等改修事業について、国の補正予算により創設された「地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金」に基づく事業であり、電動書架設備の設置が年度内に完了しないことから、平成23年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

続きまして、報告第5号 事故繰越し繰越計算書（一般会計）について御説明申し上げます。

本件は、平成22年度予算において事故繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令146条第2項の規定により、御報告させていただくものでございます。

内容といたしましては、3款民生費、1項社会福祉費の福祉総合システム電算管理事業のうち、生活保護等レセプト情報管理システム整備事業について、3月11日に発生いたしました東日本大震災により、当該システムに係る製品の製造工場が被災し、一時操業停止となったことから、製品の年度内の納入が困難となったため、支出未済額の183万6,450円を平成23年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（小笠原 修） 報告第6号 平成22年度高浜市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

本件は、去る5月16日に会計監査に付し、5月25日の理事会において認定をいただいているも

のであります。

最初に、事業の概要について御説明いたします。

3ページをお開きください。

土地の取得及び処分はございません。

なお、4ページ、5ページに事業報告といたしまして、事業別の明細を添付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

決算報告書の収益的収入及び支出について御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

収入の1款事業収益、決算額110万7,255円は、保有土地賃貸等収益でございます。

2款事業外収益、決算額3万643円は、受取利息及び雑収益でございます。

次に、支出の2款販売費及び一般管理費、決算額91万5,640円は、役員報酬、法人市県民税の均等割、有償貸付け地に係る固定資産税の支払い等が主なものとなっております。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の1款資本的収入、決算額101万4,382円は、用地費等の借入金でございます。

次に、支出の1款資本的支出、決算額の101万4,382円は、公有地取得事業費でございます。

次に、8ページの損益計算書でございますが、事業収益は、附帯等事業収益で110万7,255円、事業総利益は110万7,255円、販売費及び一般管理費は91万5,640円、事業利益は19万1,615円、事業外収益は、受取利息、雑収益で3万643円、経常利益は22万2,258円、当期純利益も22万2,258円となっております。

次に、9ページの貸借対照表でございますが、資産としまして、流動資産として現金及び預金、公有用地、代替地で3億5,755万4,506円、固定資産として、投資その他の資産で1,000万円、資産合計は3億6,755万4,506円でございます。

次に、負債としまして、固定負債として長期借入金2億7,156万5,677円、負債合計は2億7,156万5,677円でございます。

次に、資本としまして、資本金として基本財産で1,000万円、資本金合計1,000万円、準備金として前期繰越準備金及び当期純利益で8,598万8,829円でございます。資本合計は9,598万8,829円でございます。よって、負債資本合計は3億6,755万4,506円でございます。

次に、10ページの事業原価計算書でございますが、当年度公有地取得原価と前年度末公有用地原価との合計額1億3,298万5,312円が平成22年度末の公有用地原価となっております。

次に、剰余金計算書及び11ページの剰余金処分計算書でございますが、この計算書は、平成21年度から繰り越しされた利益剰余金と平成22年度の当期純利益との合計額8,598万8,829円を平成23年度へ繰り越したものでございます。

次に、財産目録でございますが、この目録は平成23年3月31日現在の公社の財産状況を表にし

たもので、資産としまして、流動資産として現金及び預金、公有用地、代替地で3億5,755万4,506円、固定資産として、投資その他の資産で1,000万円、資産合計は3億6,755万4,506円でございます。

次に、負債としまして、固定負債として長期借入金2億7,156万5,677円、負債合計は2億7,156万5,677円で、9,598万8,829円が差し引き純財産となっております。

次に、12ページのキャッシュ・フロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュ・フロー計といたしまして、マイナス79万2,124円でございます。

投資活動によるキャッシュ・フローの計はございません。

財務活動によるキャッシュ・フローの計といたしまして、101万4,382円でございます。

最後に、土地開発公社が保有する現金及び現金同等物の資金が明確となるキャッシュ・フローでございますが、現金及び現金同等物が22万2,258円増加いたしまして、現金及び現金同等物期末残高としまして2,318万1,984円でございます。

次に、13ページの資本金明細表でございますが、基本財産1,000万円は、高浜市より出資されているものでございます。

次に、借入金明細表でございますが、平成23年3月31日現在の借入金は2億7,156万5,677円で、前年度末と比較いたしまして、101万4,382円の増となっております。

最後に、14ページは、平成23年3月31日現在における土地開発公社所有地の一覧表でございますので、御参照いただきたいと思います。

以上、平成22年度高浜市土地開発公社の経営状況についての報告とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 地域協働部長。

○地域協働部長（加藤元久） それでは、報告第7号 平成22年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について御報告申し上げます。

まず、平成22年度（第17期）決算報告書の1ページ、営業の報告から御説明申し上げます。

営業の概要部分の上から3つ目の段落でございますが、今期は、高浜市から合わせて40業務を受託したほか、高浜市以外では高浜市社会福祉協議会、衣浦衛生組合などから13業務を受託しております。

この結果、今期の売上高は前年度より約4%減の約6億1,711万円となっております。

4ページの売上高明細書をお願いいたします。

売上高の内訳につきましては、受託収入としまして、1のいきいき広場収入から23の清掃事業収入まで、合わせて5億1,151万873円で、前期と比較いたしまして702万6,974円の減収となっております。

一方、事業収入は1億559万4,687円で、前期と比較いたしまして1,826万1,745円の減収となっており、この主な要因といたしましては、切手・印紙販売収入の減収によるものであります。



1 ページの営業の報告にお戻りいただき、次に、今期の従業員の体制でございますが、中段にございますとおり、平成23年3月31日現在で、正規社員79人、臨時社員166人、合計245人により、それぞれ各種業務の遂行に当たっております。

このうち女性社員につきましては188人で、全社員の76.7%、60歳以上の社員につきましては、76人で31%、平均年齢につきましては、51.3歳となっております。

2 ページの貸借対照表をお願いいたします。

資産の合計額は2億2,500万1,339円で、前期と比較し1,315万6,253円の増額となっております。

まず、資産の部であります。流動資産は現金・預金、商品、未収金など、合わせて2億1,829万1,221円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせまして671万118円で、このうち有形固定資産の建物につきましては、事務所の床、天井、壁などの内装の部分改修によるものでございます。

車両運搬具は、社用車6台と高浜市等に対するリース自動車21台分でございます。

また、器具備品につきましては、OA機器（パソコン等）と、刈谷豊田総合病院高浜分院の売店における商品の陳列棚、自動紙折り機等でございます。

次に、負債の部であります。流動負債は買掛金から未払消費税まで、合わせて5,713万8,415円でございます。

純資産の部では、資本金5,000万円と利益剰余金1億1,786万2,924円で、純資産合計は1億6,786万2,924円となっております。

3 ページの損益計算書をお願いいたします。

今期の売上高は6億1,710万5,560円で、販売費及び一般管理費は5億1,334万2,674円となっております。

5 ページをお願いいたします。

販売費及び一般管理費の内訳でございますが、今期の事業経費は22科目、総額で5億1,334万2,674円でございます。

主な経費であります人件費は、1の給料手当、2の退職給与金、3の法定福利費を合わせまして4億2,737万2,573円で、全体の83.3%の割合となっており、総額で前期と比較いたしまして935万8,508円の増となっております。

3 ページの損益計算書にお戻りいただき、平成22年度（第17期）の営業利益は1,958万2,357円、営業外収益等を加えました税引前当期純利益は2,114万9,233円、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を控除した当期純利益は1,365万2,545円でございます。

なお、今期の黒字につきましては、修繕費、外注費の減によるコストの削減によるものでございます。

6 ページの株主資本等変動計算書をお願いいたします。

当期末の株主資本残高は、前期末の株主資本残高 1 億5,421万379円に、当期純利益を加えました 1 億6,786万2,924円となります。

なお、利益処分（案）につきましては、平成18年の会社法の施行に伴いまして、株主資本等変動計算書に整理統合されることとなりましたので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、7 ページの個別注記表でございますが、決算報告書の会計処理方針等につきまして、個別に注記をお示しいたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（新美龍二） それでは、報告第 8 号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、高浜市借上公共賃貸住宅に関する「敷金返還請求調停事件」に係る民事調停の成立についての専決処分の報告でございます。

本事件は、市内在住41歳の男性が高浜市に対し、入居していた借上公共賃貸住宅の退去の際、高浜市から請求された修繕費に対し、正当性を欠くものであり、修繕費については、壁紙のクリーニング代、一部畳の交換と裏返し金額等として、敷金20万6,100円のうちから14万円の返還を求めるというものであります。

まず、これまでの経過でございますが、申立人は、借上公共賃貸住宅に平成17年4月16日に入居し、平成22年12月6日に退去されてみえます。

そして平成23年1月14日に、本市の住宅担当から申立人の妻にクロスの張りかえ、畳の表がえ、ふすまの張りかえ、清掃費用などを含む修繕費用の見積額が、敷金の20万6,100円を超えた26万7,045円となることから、不足分6万945円の追加が必要となることをお伝えをいたしました。

その後、平成23年2月7日に、申立人から安城簡易裁判所に調停申立書が提出され、平成23年2月14日付で、安城簡易裁判所より高浜市に対し、調停期日呼出状が送付されたものであります。

次に、調停の経過でございます。

第1回調停が平成23年3月7日、第2回調停が平成23年4月11日、第3回調停が平成23年5月16日に行われ、申立人は「高浜市の現状復帰に係る修繕費用の具体的基準が不明確である。ただし、納得できるものであれば支払う意思はある」と主張されております。

一方、本市といたしましては、「申立人と交わした「借上公共賃貸住宅賃貸借契約書」におきまして、入居者の費用負担義務や退去の際の修繕についての定めが明記されていること。また、修繕費の考え方は、愛知県の県営住宅や近隣市と同様の取り扱いをしており、高浜市が特別な対応を行うというものではない。ただし、調停経過、調停委員の判断に従い、譲歩する意思がないわけではない」と主張をいたしております。

そして調停を進める中で、調停委員からは、本調停の解決のためにも、本市に対し、現状で妥

協できる部分を考えてもらいたいとの依頼を受け、顧問弁護士と相談の上、一部の部屋の壁のクロスなどについては、入居者の瑕疵によるものかどうかの証明がつきにくいことから、修繕費用の5割を請求せず、修繕総費用額を19万2,820円とし、敷金から1万3,280円を還付するという妥協案を提示しましたところ、調停委員より、申立人から合意に了解する旨の回答を得たとの報告を受けております。

そこで、本市といたしましては、平成23年6月6日の第4回調停において、調停を成立させるために、お手元の専決処分書にありますとおり、借上公共賃貸住宅賃貸借契約に基づく敷金返還債務1万3,280円を申立人に返還することを、地方自治法第180条第1項の規定により、6月3日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により、議会に報告を申し上げるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） ただいまの報告第3号から報告第8号までは、報告事項でございますので御了承をお願いいたします。

---

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、6月13日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時0分散会

---